

「わざとも希望基金助成事業」

平成28年度地域子育て活動支援事業 第2次募集

ご注意ください 例年より締め切りが早まります!

公益財団法人いきいき岩手支援財団では、社会全体での子育て支援策の拡充を図るため、平成21年10月1日に「いわて子ども希望基金」を創設し、「地域子育て活動支援事業」（助成事業）を行っています。

1 助成の対象

助成対象は、県内に住所または活動の本拠を有し、子育てに関する事業を地域で一体となって行う団体、法人、個人とします。事業実施のために組織された団体（実行委員会等）も助成対象となります。ただし、幼稚園・保育園などが行う事業で在園児を対象とするものは助成の対象となりません。

また、申請団体外部からの一般参加者が多く、実施効果の高い事業が優先となります。

事業の実施期間は平成28年7月以降に開始し、原則として平成29年3月20日までに終了するもので、事業を確実に遂行できることが条件です。

- 【例1】 三世代（異年齢児）交流による健全育成活動
子供から高齢者までが一緒に、健康づくりやコミュニティ活動を行う。
 - 【例2】 地元塾のススメ
インストラクターの指導を受けながら、地域に伝わる風習や伝統行事を見る、体験する。また、地域の旬の食材を活用した料理体験を行う。
 - 【例3】 子供達による環境美化、植樹活動
子供から高齢者までが一緒に、環境美化運動やブナ、桜などの植樹活動を行う。
 - 【例4】 子供や子育て家庭の安全・安心な環境づくり
子ども安心見守り隊の活動、高齢者と子どもたちの交流活動などを行う。

2 助成金額

1団体につき5～50万円（同一団体が複数の事業を申請する場合、合計50万円を上限とする）

3 麦景方法等

所定の様式により平成28年5月16日(月)消印有効にて当郵便局で郵送またはご持参ください。

様式は、(公財)いきいき岩手支援財団のホームページ

(<http://www.iwate-silverz.jp/igyou/kodomokokin/kodomo-new.html>) よりダウンロードできます。

※応募の際は、ホームページの「いわて子ども希望基金交付規程」「いわて子ども希望基金交付規程の運用基準」「留意事項」を必ずご確認ください。

4 問合せ先

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通三丁目19番1号 岩手県福祉総合相談センター3F

(公財)いきいき岩手支援財団 総務・健康支援グループ

Tel.: 019-626-0196 Fax: 019-625-7494 ホームページ <http://www.iwate-silverz.jp/>

裏面もご覧ください

【地域子育て活動支援事業】

いわて子ども希望基金とは

いわて子ども希望基金（以下「基金」とします。）は、岩手県の少子化対策を一層推進することを目的として創設した基金です。

基金の額は10億円で、公益財団法人いわて岩手支援財団（以下「財団」とします。）において管理しています。

財団では、この基金の運用益等により、「地域子育て活動支援事業」等を行っています。

助成の対象事業

- ① 各種講座、フェスティバル、イベント等開催事業
- ② 子育て支援、児童等の健全育成を支援する人材を養成する事業
- ③ 子育て支援、児童等の健全育成活動等のネットワーク化に関する事業
- ④ 子育て支援、児童等の健全育成活動に関する調査研究事業
- ⑤ 防犯・安全等、子育て環境の向上に関する事業
- ⑥ その他子育て支援、児童等の健全育成に資する地或活動を支援する事業
ただし、営利を目的とする事業を除きます。

助成の対象者

助成対象者は、県内に住所又は活動の本拠を有し、助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。

事業実施のために組織された団体（実行委員会方式等）も助成対象となります。

助成額及び助成対象経費

助成額は、申請書類等の審査及び調査の結果、事業に必要と認められる額で、1件あたり5~50万円です。原則として、申請団体等の運営経費や、資産となるようなものの購入は認められません。事業の実施に係る経費を対象とします。

助成の期間

単年度助成が原則で、申請年度内に事業が完了する必要があります。
ただし、事業の実施効果を高度に發揮させるため、年次計画で実施する事業については、年度ごとの事業実施効果を審査して、継続助成が必要と認められる場合に限り、3年間を限度として助成することができます。

助成事業への応募

助成を希望する場合は、所定の期日までに「助成金交付要望書」を財団に提出していただきます。

なお、助成についての相談は財団で随时受け付けます。

助成の決定

助成金交付要望書の受理後、「いわて子ども希望基金助成審査委員会」の審査を経て、助成を行うことが適当と認められる事業について、財団が内定の通知（以下「内示」とします。）を行います。

内示後、助成金交付申請書の提出を受け、審査を行って、助成を決定します。

助成金の交付及び実績報告

助成金の交付は、原則事業完了後ですが、必要に応じて前金払いを行います。
また、事業が完了した場合には、速やかに「助成事業実績報告書」を財団に提出していただき、書面審査（場合によっては現地調査）を行い、事業の完了が確認された後に助成金を交付します。

なお、事業の実績は財団のホームページに掲載し、一般に公表します。

詳細はいわて子ども希望基金のページをご覧下さい

<http://www.iwate-silverz.jp/jigyou/kodomokikin/kodomo-new.html>